大山環境会議規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本会議は、大山環境会議と称する。
- 第 2 条 本会議は「守る」「育む」「活かす」を活動理念とし、大山の自然や 生物多様性の保全に努め、「豊かな自然をつなぐ山 大山」を後世に伝え、豊か な地域社会をつくりあげることを目的とする。
- 第 3 条 本会議は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。
 - 1大山環境宣言の精神にのっとり、すでに行われている諸活動を推進し、活動 理念の実現に努める。
 - 2この取組の理念を広く発信し、賛同者を集約するとともに活動の輪を広げる。
 - 3全国の類似した活動を行っている諸団体・組織との情報交流、経験交流に努め、連携強化を図る。

第2章 会員

- 第 4 条 本会議は次の会員をもって組織する。
 - 1 国、県、市町村
 - 2 関係団体
 - 3 活動理念に賛同し、理念から逸脱しない団体、企業、個人
 - 2 本会議の活動を利用して専ら自らの利益のみを求める者は会員と認められない。
- 第 5 条 会員になるには、所定の申込書を提出しなければならない。

第3章 役員及び職員

- 第 6 条 本会議には下記の役員を置く。
 - 1 会 長 1名
 - 2 副 会 長 2名
 - 3 理 事 若干名
 - 4 監事若干名
- 第 7 条 本会議には、名誉会長を置くことができる。
- 第 8 条 役員は、総会において会員中から推挙するものとする。ただし、会長、副会 長については、会員外から推挙することができる。
- 第 9 条 会長は、会務を総括し、本会議を代表する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

- 3 理事は、重要な会務を審議する。
- 4 監事は、会計を監査する。
- 第10条 役員の任期は2年とし、監事以外は再任を妨げない。
 - 2 補欠によって選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 役員は、任期満了後においてその後任者が就任するまではその職務を行うも のとする。
- 第12条 本会議に顧問を置くことができる。
 - 2 顧問は、総会の決議を経て会長がこれを委嘱する。
- 第13条 本会議は、必要に応じて参与を置くことができる。
 - 2 参与は、諮問機関とし、会長がこれを委嘱する。
- 第14条 本会議に事務局を設け、職員を置くことができる。
 - 1 事務局長 1名
 - 2 書 記 若干名
 - 3 顧 問 若干名
 - 2 職員は、会長の命を受け会務に従事する。
 - 3 事務局は、会長が所属する団体に置く。

第4章 会 議

- 第15条 会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。
- 第16条 総会及び役員会は必要に応じて、これを招集する。
- 第17条 総会で討議すべき事項は次のとおりとする。
 - 1 規約の変更
 - 2 予算、決算に関すること
 - 3 事業計画及び事業報告に関すること
 - 4 その他重要事項に関すること
- 第18条 総会ならびに役員会の議長は会長があたる。
- 第19条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数であるときは議長の決するところによる。
- 第20条 役員会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、2分の1以上が出席して会議を開き、過半数をもって議事を決する。
- 第21条 役員会は次の事項を審議する。
 - 1 総会に討議すべきこと
 - 2 予算の追加更正に関すること
 - 3 その他必要と認めたこと
- 第22条 役員会の審議する事項で軽易なものについては書面で表決することができる。

第5章 会 計

第23条 本会議の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成25年5月30日から施行する。